

令和3年度
向台第二学童クラブ
外部評価報告書

評価対象事業所

名称 向台第二学童クラブ
〒 188-0013
所在地 東京都西東京市向台町 3-1-45

評価実施日

利用者調査実施日(調査票配付日) 2021年10月15日～11月5日
訪問調査日 2021年12月2日
評価員 佐藤 義夫
堀 洋子
鈴木 雄二

評価実施機関

〒 176-0001
所在地 東京都練馬区練馬 1-20-2
評価機関名 株式会社日本生活介護

調査方法と判断基準

評価項目について

この外部評価は、厚生労働省より公表されている放課後児童クラブ版の「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」で定めている評価項目と評価基準に沿って、評価シートを作成しています。

出典：厚労省 「第三者評価共通評価基準ガイドライン」（放課後児童クラブ解説版）（R3.3.29）

評価の手順

評価にあたって、「利用者（児童及び保護者）調査」、「職員自己評価」、「事業所による自己評価」を実施し、これらの結果を参照しながら、評価員による「訪問調査」を行い、評価を実施しています。

評価の手順は、利用者（児童及び保護者）調査、職員自己評価の結果を参照し、また、事業所による自己評価の後に、評価員による評価を行っています。

各項目「a、b、c評価」と「評価講評」

本評価の評価項目は大・中・小項目に分類され、小項目を「a、b、c」の3段階で評価し、その結果をもとに中項目と大項目を評価しています。

小項目は、具体的な設問を提示しています。

中項目は、複数の小項目からなるグループで構成されています。

大項目は、「Ⅰ福祉サービスの基本方針と組織」「Ⅱ組織の運営管理」「Ⅲ適切な福祉サービスの実施」「Ⅳ児童館等の活動に関する事項」の4項目となっています。

各項目の判断基準

小項目の判断基準

各項目の判断基準はガイドブックに示された基準によっています。

中項目・大項目の判断基準

大項目は中項目の「A、B、C数」をカウントして評価する。

中項目は小項目の「a、b、c数」をカウントして評価する。

大項目、中項目の「a、b、c表示」は大文字「A、B、C」とする。

（判断基準）

a：すべて「a」

c：「c」が全部、または複数

b：対象項目数が1以上で、「c」が1か所以内

または、上記 a：、c：に当てはまらないもの

評価講評

「評価講評」では、評価の判断根拠、気付いた点などについて補足説明を行っています。

全体講評

全体講評として、「特に良いと思われる点」「さらなる改善が望まれる点」を記載しています。

事業所の取組（事業所による記載）

当団体は2007年から始まった市内学童クラブの民間委託開始に向けて、西東京市学童クラブ連絡協議会に関わっていた保護者により、企業や団体の利益ではなく子どもたちの最善の利益のために、保護者が自ら受託先を作ることを目指して創立されました。以来15年に渡り、西東京市の放課後学童クラブと児童センターの受託を継続しています。単に施設を運営するのではなく、「すべての子ども達が笑顔で過ごせるまちをつくること」を団体の運営理念に掲げ、市民として子どもを真ん中にした地域づくりを行うことを常に念頭に置いています。

学童クラブ運営からスタートした団体として、学童指導員の専門性の向上に常に取組んできました。在籍児だけではなく、団体の自主的活動を通して卒所して地域に戻った子ども達とも関わりを継続しています。また、児童センターの運営を通して、更に広域の地域、専門機関とも連携を取り、0歳児から18歳までの幅広い年代への関わり、子育て支援を行っています。子どものための施設としてのランドマーク的な施設の運営を、10年間に渡り継続できていることは、地域との連携を更に深めることに大きく寄与してきました。

児童センターにおいては、0歳から関わりを持ち始めた子どもが、学童クラブも含めて小学生、中高生と施設利用を継続することで、そこにいる大人も、保護者を含め長期に渡り継続した関わりを維持できるという利点があります。さらに、家庭を持った元利用者が子どもを連れてまた戻ってくるという循環型の子育て支援、育成支援ができることは、団体の理念に照らしても非常に有益なことであります。

また地域に根差した法人として、市内の高齢者支援、しょうがい者支援など他の領域の機関、団体との協働を行ってきていることが、団体としての強みと思います。

全体講評

特に良いと思う点

委託運営協議会の開催

- ・ 西東京市では、委託学童クラブを対象に、利用者や地域住民の代表などが参加する委託運営協議会が毎年開催され、1年間の運営の検証が行われている。学童クラブの質の確保や事業の標準化に大きく寄与しており、他市にみられない優れた仕組みとして評価できる。

法人の理念

- ・ 法人は、「子どもを真ん中に」を基本的理念に掲げ、保護者と共に子育てを行う、地域の子育てを支援するなど、理念に沿った運営を行っている。また、法人は、地域の団体と協力しながら、安心して子どもを生み育てる地域の拠点としての学童クラブを目指している。

独自の研修の実施

- ・ 法人主催の事例検討会を毎年開催し、職員一人ひとりが事例を提出して、全体ワークやグループワークなどを行っている。また、法人では、三多摩学童保育連絡協議会、全国学童クラブ連絡協議会などが主催する全国大会への参加を勤務として保障しており、職員の質の向上に努めている。

コロナ禍の中での運営

- ・ 事業所は、コロナ禍の中で感染防止に努めながら日々の活動を行っている。多くの制約のある中で様々な工夫を行いながら、子どもたちの安全・安心の確保と育成支援に努めている。

虐待防止のためのチェックリストの活用

- ・ 学童クラブに特化した権利擁護に関するチェックリストを作成・実施することで、「子どもの権利」に対する職員の理解の強化に努めている。

手づくりおやつを提供

- ・ 学童クラブでは、コロナ感染症に配慮しながら、手作りおやつを取り入れて提供している。
- ・ 毎日提供しているおやつは、子どもからリクエストに応じたり、誕生会はケーキ作り、可能な場合はキッチンで鍋物や豚汁を作ることもあるなど、工夫されたものになっている。

保護者との連携

- ・ 保護者会では学校とのつながりや子どもの様子、現状などを伝えて連携、協力関係維持に努めている。新入生歓迎会や卒所式など、父母会と共催行事を実施するなど、保護者との協力関係は強く、冬のお楽しみ会、親子工作などについても、父母会と一緒に実施してい

る。学童クラブ主催の保護者会はコロナ禍後は年4回、密を避けて3部制で実施している。

さらなる改善が望まれる点

入所児童数と収容能力のアンバランス

- ・ 入所児童数が本来の定員を大幅に超えている学童クラブもみられる。また、学校での授業時間の増加により児童の学童クラブでの滞在時間が短く、加えてコロナ禍による活動の制限など、育成支援の困難さに直面している様子がうかがえる。育成支援の質を確保するために、定員超過については何らかの対応が必要と思われる。

学校との連携

- ・ 多くの学童クラブでは、学校との情報交換の仕組みが機能しているが、学校によっては、良好な関係が取りにくいこともある。学校との連携は、学校での子どもの様子を知ることが学童クラブでの支援の明確化につながっていることから、学童クラブ職員のモチベーションにも関わっている。今後、安定した連携のシステム、ルール作りが求められる。

チェックリストの活用

- ・ 日常的な清掃や安全・衛生管理、あるいは感染症対策などについて、チェックリストの積極的な活用に期待したい。

評価結果

I 福祉サービスの基本方針と組織	A
1. 理念・基本方針	A
2. 経営状況の把握	A
3. 事業計画の策定	A
4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	A
II 組織の運営管理	A
1. 管理者の責任とリーダーシップ	A
2. 福祉人材の確保・育成	A
3. 運営の透明性の確保	A
4. 地域との交流、地域貢献	A
III 適切な福祉サービスの実施	A
1. 利用者本位の福祉サービスの実施	A
2. 福祉サービスの質の確保	A
学童クラブの活動に関する事項	A
A-1 育成支援	A
A-2 保護者・学校との連携	A
A-3 子どもの権利擁護	A

全体評価

自己評価

外部評価

I 福祉サービスの基本方針と組織

1. 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1. 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

a

a

理念・基本方針の確立と周知

- 法人は子どもが主体であるという基本理念を掲げ、学童クラブの運営を行っており、法人の運営理念は団体リーフレット、団体ホームページで明示され、毎年の新入所説明会で保護者にリーフレットなどで配付して、周知を図っている。

2. 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

1. 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

a

a

2. 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

a

経営環境の把握・分析

- 西東京市社会福祉協議会や協働推進センターへの参画などにより、地域の社会福祉事業の動向の把握に努めている。

経営課題への対応

- 法人理事会が月に一度開催され、経営諸課題について協議を行っている。また、年に2回、評議員会を開催し、財務も含め運営状況を報告し意見を求めている。理事会は、地域の放課後子ども支援の状況に詳しい人材や他地域の子どもの行政に関わる人材、法人職員などにより多様な

視点での協議が行われている。評議員はさらに、広い範囲で活動している委員で構成されているため、個人的な意見に偏ることなく、適正な運営が進められている。

3. 事業計画の策定

1-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

1. 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	a
2. 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a

1-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

1. 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	a
2. 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a	a

中長期計画

- ・ 法人として3年毎の中期ビジョンを策定しており、現在は第4期ビジョンに則って年間事業計画を策定している。
- ・ 現在、更に長期のビジョンが必要との判断で、長期ビジョン策定委員会を設置し、作業を進めている。毎年6月に定期会員総会を開催し、総会資料として、年度毎の事業計画、予算を資料として提出している。

事業計画

- ・ 年度の事業計画は、各事業部の職員により作成され理事会が承認している。事業部で毎月開催されるリーダー会議等において、事業計画の進捗について協議され、事務局を通して理事会に報告されている。
- ・ また、委託運営協議会において、年度毎の運営方針を事業者から伝え、質疑応答を受けている。年度毎の保育計画は年度当初の保護者会において資料配布し、理解を得ている。

4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

Ⅰ-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

1. 放課後児童クラブの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	a
2. 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	a

質の向上に向けた取組

- ・ 学童クラブでは、年度毎の委託運営協議会に提出する自主評価や、その際に行われる利用者アンケートに対する質疑応答、出された意見をフィードバックし、その後の施設運営に生かしている。また、各指導員の保育実践を文章化し、その実践を相互に検討しあう実践記録検討研修も内部研修として実施したり、外部研修を積極的に組み入れることで、学童クラブの質の向上に努めている。
- ・ 委託運営協議会に提出する自主評価に対する意見は、各施設長に共有し、リーダー会議である施設長会議などで改善策、対策を協議している。施設長会議には事務局長も出席するため、法人全体で取組むべきと判断したものについては、理事会などの上位会議にも議題を提出し協議している。

Ⅱ 組織の運営管理

1. 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 運営主体の責任が明確にされている。

1. 運営主体は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
2. 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a

II-1-(2) 運営主体のリーダーシップが発揮されている。		
1. 放課後児童クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
2. 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a
<p>管理者の役割・責任とリーダーシップ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職務分掌等については、法人の定款に明記されている。また組織体制を活動計画書に明示し、役割、権限を周知している。 ・ 事業統括は事務局長が担っており、リーダー会議である毎月の施設長会議に出席し、学童クラブ事業における課題の把握と解決に努めている。また、課題の改善に必要な研修の場を設定し、解決に向けて指導力を発揮している。 ・ 事務局長はセンター運営について、毎月の理事会において利用実績や全体概要を報告している。 ・ 遵守すべき法令などの理解のために、「西東京市子ども条例」を周知しているほか、法人として年に1回以上のコンプライアンス研修を実施し、法令遵守について周知徹底を図っている。 		

2. 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
1. 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
2. 総合的な人事管理が行われている。	a	a
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
1. 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	a
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
1. 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b	a

2. 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	c	a
3. 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	a
II - 2 - (4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
1. 実習生等の福祉サービスに関わる専門職等の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a
<p>福祉人材の確保と人事管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 人材について、必要な人員配置数、資格要件は、西東京市との契約内で明示されている。法人は、その配置要件に則って採用計画を進めている。 学童クラブ職員の人事権は理事会にある。人事基準については就業規則に規定されており、各施設に明示されている。職員の人事評価は、就業規則の規定に沿って昇給、異動などを実施している。給与に連動させる評価制度は行われていない。異動については、勤続年数や管理スキルを総合的に判断して、理事会、事務局で勘案し、決定している。 事務局による職員の個別ミーティング等で、職務の目標や仕事への意欲向上など、職員の育成に向けた取組支援が行われている。また、目標共有シートを活用して、職員個人の目標管理を実施している。 <p>働きやすい職場づくりへの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人としては労務の専任担当者を置き、職場環境の適正化について管理している。 担当職員は、労務、職場環境に関する問題について、発生する以前から対処にあたる体制を整えている。また、事務局による職員個別ミーティングを実施し、職場環境について率直な意見の聞き取りを行っている。法人としても、年に一度、ハラスメント調査を個別アンケートによって実施している。さらに、理事3名がハラスメント、コンプライアンスの相談窓口となっており、連絡先が周知されている。 <p>職員の質の向上に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人では、目標共有シートを活用して、職員個人の目標管理を実施している。 職員の質の向上に向けた取組では、年度初めに研修スケジュールを確定させ、計画にもとづき実施している。 学童クラブ指導員は、放課後児童クラブ支援員研修受講が義務付けられており、入職後に全職員が受講している。 テーマ別研修や指導員を対象とした研修は設定されているが、階層別研修は検討中である。外部研修の情報は、随時メーリングリストで共有している。 職員が受講する研修については、研修担当者による企画段階から事務局は把握し、必要な助言を行っている。 		

- ・ また、三多摩学童保育連絡協議会、全国学童クラブ連絡協議会等が主催する全国大会への参加を勤務として保障し、職員の質の担保を図っている。

実習生の受入れ

- ・ 実習生の受入れは西東京市から受入れの申し入れがあった場合に積極的に受入れている。これまで、全ての実習申し込みを受入れてきた。実習生受入れにあたっては、先方との事前打ち合わせを経て、必要な情報提供や実習手順を設定している。

3. 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

1. 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
2. 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a

運営の透明性の確保

- ・ 法人の財務資料は、東京都のホームページ等に適切に公開されている。また、地域に向けた事業内容の情報提供は、委託運営協議会を通じて行われている。
- ・ 学童クラブにおける事務、運営費等は、収支報告書が事務局に提出され、チェックを受けている。
- ・ 法人としての財務は、NPO 法人が専門の税理士事務所に依頼し、帳簿仕訳の適正運用について助言を受けながら財務管理が行われている。

4. 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

1. 放課後児童クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
2. ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
1. 放課後児童クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
1. 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a	a
2. 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a
<p>地域・関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人は、市内学童クラブ父母会の連絡組織である西東京市学童クラブ連絡協議会の事務局に関わっていた保護者により創立されたという経緯があり、地域との結びつきが強く、地域との連携は法人理念や中期ビジョンにも明文化されている。 法人の事業として、学童クラブ、児童センターの受託運営事業の他に、略称「子ども支え合い事業」を3本目の事業の柱として立ちあげている。この事業の中で、他団体、他機関への参画を事業化して、積極的に地域との連携を図り、公益的事業を推進している。 また、西東京市市民協働推進センターに参画し、様々なセクターとの協働を図っている。西東京市社会福祉協議会の活動への協力も行っている。 <p>ボランティアの受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティアの受入れについては、委託契約の仕様書、水準書に則って運用を行っている。 		

III 適切な福祉サービスの実施

1. 利用者本位の福祉サービスの実施

III-1-(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。

1. 子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
--	---	---

2.	子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a	a
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
1.	利用希望者に対して放課後児童クラブ選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
2.	放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
Ⅲ-1-(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。			
1.	子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	a
2.	放課後児童クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
Ⅲ-1-(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
1.	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
2.	子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、子どもや保護者等に周知している。	a	a
3.	子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
1.	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	a
2.	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
3.	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	a
利用者を尊重した姿勢の明示 <ul style="list-style-type: none"> 仕様書、水準書に子どもや保護者を尊重する運営の基本姿勢について明記し、それに則って運営を行っている。法人理念にも子ども、保護者を尊重する主旨が明記され、リーフレットやホームページに明示している。 個人情報保護とプライバシーの確保 <ul style="list-style-type: none"> 個人情報の守秘義務は委託契約書類に明示され、また法人と職員の雇用契約締結時にも、守秘義務遵守の誓約書を取り交わしている。入職時に守秘義務の重要性を説明し、入職後の導入研 			

修においても周知している。また、年度毎に実施するコンプライアンス研修において、個人情報取り扱いについて周知徹底を図っている。

- ・ 西東京市情報セキュリティポリシー（ハンドブック）に沿って、情報管理を実施している。また同資料にもとづく情報管理のための研修を随時行っている。

利用者への情報提供

- ・ 学童クラブの情報については、市のホームページで常時紹介されている。また、学童クラブ入所希望者に配付される資料に、西東京市による学童クラブの情報が開示されている。
- ・ 利用開始時には新入所説明会が開催され、市の担当者、法人理事も出席し、行政、法人、施設職員から具体的な説明が入所家庭に向けて行われている。途中入所時には、個別の説明会を実施し、指導員、所管館長から説明がなされている。
- ・ 児童対応や保護者連絡などについては、担当課より児童対応マニュアル、緊急時対応マニュアルなどが周知されており、施設内で共有されている。

利用者満足の向上

- ・ 年度毎に開催される委託運営協議会において、自由記入の保護者アンケートが行われている。アンケートでは各領域での満足度が図られ、数値化されている。結果から必要と思われることについて改善に努めている。

苦情・要望・相談への対応

- ・ 苦情解決については、新入所説明会資料において、法人事務局の所在地や連絡先も明示し、施設への苦情等は直接事務局に連絡できるよう伝えている。また、説明会には所管児童館長や市の担当者も出席し、学童クラブ以外の窓口についても紹介している。施設職員以外の相談窓口として、所管児童館、市の担当課、法人事務局があることを伝えている。
- ・ 保護者からの意見、指摘については、内容に応じて学童クラブ、法人事務局、所管児童館、担当課と共有し、対応にあたることになっている。改善点を運営に反映させる場合にはリーダー会議において他施設とも共有し、事業部全体で改善を図っている。

安心・安全への取組

- ・ 西東京市危機管理マニュアル、応急手当マニュアルを常備して、事故発生時の手順を確認できるようにしている。日常的なヒヤリハットについては、共有ノートなどに記録し、職員間でしている。
- ・ 感染症対策については、事務局長を責任者とし、西東京市危機管理マニュアルなどを常備し、職員間で確認を行っている。さらに個別の対応マニュアルを事務局より配付し、周知している。
- ・ また、防災用品を各施設に常備し、定期的に避難訓練を実施している。今後の課題として、防災に特化した研修の実施が必要あると考えている。

2. 福祉サービスの質の確保

III-2-(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立している。

1. 育成支援について標準的な実施方法が文書化され育成支援が提供されている。

a

a

2. 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

a

a

III-2-(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。

1. 育成支援の計画を適切に策定している。

a

a

2. 定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。

a

a

III-2-(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。

1. 子どもに関する育成支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

a

2. 子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。

a

a

標準的な実施方法の確立

- ・ 委託契約における仕様書、水準書に育成支援の標準的な実施方法が明文化されており、それに則り支援が行われている。仕様書、水準書の内容は、主に西東京市の学童クラブガイドライン、国の運営指針にもとづいて作成されており、指導員に対しては、外内部の研修を通じて標準的な支援の実施方法を学ぶ機会を提供している。

育成支援計画の策定

- ・ 年度毎の登録児童が確定し、春休み期間の保育が終了した後に育成支援の基本的な方針となる年間保育計画を作成している。初回の保護者会で保護者に内容を説明し、その年の基本的方針への理解を図っている。
- ・ 各施設では定期的に職員会議を実施し、年間指導計画の進捗評価を行っている。必要な支援方法の見直しなどを職員間の協議により決定している。

記録の実施

- ・ 学童クラブでは、毎月、状況報告書を作成し各所管児童館に提出している。また、要支援児については育成日誌を別途作成し、記録している。

学童クラブの活動に関する事項

A-1 育成支援

A-1-(1) 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備

1. 子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整備している。

b

a

環境の整備

- ・ 学童クラブは古い建物だが、園庭とロータリーの2か所の庭があり、子どもにとってのびのびと遊べる大切な空間となっている。
- ・ 以前は、公共施設の活用やだがしや楽校での地域との交流、遊びの大会での他学童との交流をしていたが、コロナ禍により地域の子供達と一緒に遊ぶことが難しい状況となっている。
- ・ 室内では、育成室と和室であそびの種類を分け、育成室は動の遊び、和室では静の遊びにしているが、入会児童数が増加したことから、安全確保のため、遊び場所をネットで区切るなどの工夫を行っている。
- ・ 専用のロッカーや下駄箱を設置しているが、静養スペースの確保が難しく、課題となっている。

A-1-(2) 放課後児童クラブにおける育成支援

1. 子どもが放課後児童クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。

a

a

2. 子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。

a

a

育成支援

- ・ 学童クラブでは、法人による「学童保育指針」や「放課後児童クラブ運営指針」にもとづき、「年間保育指導計画」を策定し、子どもの育成にあたっている。
- ・ 新入会にあたっては、「西東京市学童クラブのしおり」を使用した説明会や保護者との面談を設けて、学童クラブでの過ごし方などを伝えている。退会時や通えない場合は、聞き取りを行っている。長期休み前の保護者会には保護者会を開催している。

- ・ 保護者に対しては、保護者会のほか、日常的に連絡帳やお便り、共催行事などで子どもの様子を伝えている。
- ・ 出欠席に関しては、事前にカレンダーを配布・回収して把握し、ホワイトボードに記載している。
- ・ 職員は個々の子どもを確認しながら全体を見て必要な場合は子どもの輪に入っている。1日に1回は必ず子どもに一言話しかけている。

A-1-(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援

1. 子ども自身が見通しを持って主体的に過ごせるように援助している。	a	a
2. 日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	a	a
3. 子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	b	a
4. 子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	a	a
5. 子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	a	a

一日の流れ

- ・ 小さなホワイトボードに毎日の予定として、外に出られる時間やおやつの時間などを記入し、子どもが見通しをもって遊べるようにしている。

遊び

- ・ 工作やベーゴマやコマにけん玉など伝承遊びを取り入れており、子どもたちは、場所によって工夫しながら大学落としやベーゴマなど接触、密着しない遊びを行っている。

班活動

- ・ 長期休みなどには班活動として役割分担を決めている。清掃についても、上級生が下級生に教えながら毎日班ごとに行っている。また、集団生活を強いることなく子どもの意思を大切にしており、子どもが言いたいことがありそうな雰囲気があれば子どもを集めて話し合いをしている。内容は、もめごとの解決や庭で栽培する夏野菜の種類など多様である。

基本的な生活習慣

- ・ 基本的な生活習慣の獲得として、子どもたちには、片付け、整理整頓が出来るように声掛けをしている。

A-1-(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援			
1.	障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受入れに努めている。	a	a
2.	障害のある子どもの育成支援にあたっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	b	a
3.	特に配慮を必要とする子どもへの対応にあたって、関係機関と連携して適切な支援を行っている。	a	a
障害児の受入れと支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児の受入れは、西東京市学童クラブ運営業務委託仕様書などにもとづいて取組を行っている。 ・ 障害児の受入れに際しては、職員は子どもの様子、他児との関わり等を観察して、個人育成日誌に記録して、保護者、関係機関と連携した支援を行っている。また、放課後デイサービスなどに通所している子どももおり、必要に応じた連携を行っている。 			

A-1-(5) 適切なおやつや食事の提供			
1.	放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	a	a
2.	食に伴う事故（食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	b	a
おやつの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ感染症に配慮しながら、手作りおやつを取り入れて提供している。 ・ 毎日提供しているおやつは、子どもからリクエストがあれば皆で話し合って提供できるようにしている。誕生会はケーキ作りをしたり、可能な場合はキッチンで鍋物や豚汁を作ることもある。また、コロナウイルスの飛沫による感染防止の観点から一テーブル2名の黙食を行っている。児童数が多い場合はおやつの時間を2回などに分散して提供している。 			
アレルギーへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ アレルギーについては入会時に保護者から申請書を提出してもらい、その後定期的に確認しながら提供している。 ・ アレルギー研修を受講し、アレルギー発症時のエピペンの使用方法も学んでいる。 			

A-1-(6) 安全と衛生の確保		
1. 子どもの安全を確保する取組を行っている。	a	a
2. 衛生管理に関する取組を適切に行っている。	b	a
<p>外出時の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全の確保として、外出する際は順路をたどって危険な場所、横断歩道などチェックをして所管課に申請をして実施している。 <p>衛生管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもは手洗い、消毒を基本通りに行う習慣をつけるようにしており、おやつを扱う職員は手洗い、消毒のほかに法人で決めた衛生管理のマニュアルに沿って行っている。 また、おやつの提供について、現在、HACCPにもとづく衛生管理導入の準備をしている。 <p>事故防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 学童室、庭などの危険な場所は子どもが来る前に常に点検をして、玩具やゲームなど子どもが触れる物は消毒をしている。 <p>病気やけがへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 病気やけがへの対応として、応急手当などに必要な医薬品やAEDなどを揃えている。 <p>下所時の安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの帰路は事前に提出してもらっており、帰り時間には、職員が危険と思われる場所まで見送りをして安全の確保をしている。 <p>防災対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災への対応として、定期的な避難訓練を行なっている。 		

A-2 保護者・学校との連携

A-2-(1) 保護者との連携		
1. 保護者との協力関係を築いている。	a	a
<p>保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者とは、父母会の年3回実施、保護者同士の交流や学童との情報交換を行うなど、日常的に連携が行われている。また、新入生歓迎会や卒所式など、父母会と共催行事を実施するな 		

<p>ど、協力関係は強く、冬のお楽しみ会、親子工作などについても、父母会と一緒に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童クラブ主催の保護者会はコロナ禍後は年4回、密を避けて3部制で実施している。保護者会では学校とのつながりや子どもの様子、現状などを伝えて連携、協力関係維持に努めている。 ・ 保護者へのアンケート調査では、保護者の97%が「満足」と回答している。 ・ また、保護者の94%が「施設に対して意見や要望などを言いやすい雰囲気がある」と回答している。さらに、「子どもたちや保護者に寄り添ってくれる」「子どもたちに熱心に向き合ってくれる」「毎日楽しく通っている」などの意見がみられる一方で、「定員超過」という意見が多くみられる。
--

A-2-(2) 学校との連携

1. 子どもの生活の連続性を保障するために、学校との連携を図っている。	a	a
<p>学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏休み前に子どもの通学している小学校と情報交換をかねた連絡会を実施している。 ・ 学校の時間割や行事は管轄の児童館長を経由して情報を入手しているほか、学校の行事がある場合は、参加して子どもの理解に努めている。 ・ 学校との情報交換によって、学校での様子が分かり子ども理解につながっている。 ・ 一方で、学校によっては学童への理解が低く、連絡会自体が開かれない場合がある。子どもの育成支援から学校との連携は欠かせず、学童としては機会を見て情報を提供するなど働きかけていくとのが課題となっている。 		

A-3 子どもの権利擁護

A-3-(1) 子どもの権利擁護		
1. 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a	a
子どもの権利擁護		

- ・ 子どもの権利擁護について「保育指針」に明記するとともに、行政主催の「西東京市子ども条例」に関する研修への参加や法人主催のコンプライアンス研修を行い、共通の理解を図っている。
- ・ 虐待への対応では、権利擁護に関する考えをもとに独自のチェックリストを作成するなど権利擁護への積極的な取組を行っている。